

林業振興の意見書（案）

森林は、日本の国土面積の7割をしめる。森林を守り育てることは、日本の国土を守ることにとどまらず、地球環境保全という人類的な課題への大きな貢献でもある。林業は、製材から、住宅・家具などの木材利用まで広いすそ野を持った産業であり、バイオマス燃料をはじめ、低炭素社会に向けた大きな可能性をもった産業でもある。同時に、世界的な木材需要の高まりと資源の減少のなか、いつでも、どれだけでも外国から木材を輸入するという、輸入頼みは通用しない時代を迎えている。

ドイツでは、森林面積が日本の4割にすぎないにもかかわらず、木材自給率は100%を超え、林業が130万人の雇用を生み出している。これは自動車産業の75万人の2倍近い雇用を生みだしている。

林業は、産業として素晴らしい潜在力を持っており、本腰を入れた振興をはかることが大切である。

この立場から、政府におかれては、下記の取り組みに尽力いただけるよう意見書を提出する。

記

- 1 外材輸入拡大政策から、国産材需要拡大政策への転換をおこなうこと。
- 2 森林を守り、育てる担い手づくりと、作業道をはじめとした林業基盤の計画的な整備を積極的にすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定によって、意見書を提出する。

平成21年12月 日

大分市議会

提出先 内閣総理大臣 農林水産大臣 財務大臣 経済産業大臣
衆議院議長 参議院議長

農業振興の意見書（案）

日本農業の再生は、地域経済の活性化のうえでも、食料自給率を引き上げるためにも、まったなしの国民的課題である。例えば、コメ1俵が1万4千円程度では、生産費もでない。少なくとも1俵1万8000円を保障することが重要である。また、主要な農産物、とくにその国の主食について高関税で守ることは、EU（欧州連合）でもおこなわれている。

国民の求める安全で安心な食料の供給をおこなうためにも、農家・農業関係者が安心して農業にはげめる条件をつくる必要がある。

そこで、政府におかれましては、下記の事項について善処していただくよう意見書を提出する。

記

- 1 農産物の価格保障と所得補償を組み合わせ、再生産が可能な農業収入を保障すること。
- 2 関税などの国境措置を維持・強化し、農産物輸入の歯止めない自由化にストップをかけること。緊急の措置として、ミニマムアクセス米の「義務的」輸入を中止し、政府が備蓄米を買い入れ、米価を下支えすること。

以上、地方自治法第99条の規定によって、意見書を提出する。

平成21年12月 日

大分市議会

提出先 内閣総理大臣 農林水産大臣 外務大臣 財務大臣 経済産業大臣
衆議院議長 参議院議長